

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和 3 年度）

住 所 千葉県千葉市稲毛区萩台町 1 9 9 番地

事業者名 千葉都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 小池 浩和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
全32車両	0形車両16車両については基準適合済み。	

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
案内放送装置による情報提供	運行に関する情報を聞き取りやすい音量や速さで提供できるよう教育を行う。	実施済み。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
乗降介助	・無人駅における対応として、運転士は、車いす利用の旅客への乗降介助を実施する。	車内搭載乗降板を使用し、全運転士が乗降介助に対応した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・ サービス介助士の資格取得及び資格更新に係る経費を会社負担とし資格取得の促進を図る。まずは、全駅係員と全運転士がサービス介助士を取得することを目標とする。	2021年度（R03年度）は10名の運転士が取得した。
小集団活動による対応方研究	・ 社内の小集団活動にて「介助を必要とされている方」への対応向上について研究する。	より安全な車いす乗降補助を全運転士に周知するため、2019年度映像資料の作成を開始し、2021年度に完成した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ステッカーの貼付	・ 全編成にヘルプマークを貼付し、普及啓発に努める。	継続的に実施している。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表する。<https://chiba-monorail.co.jp/index.php/company-info/idoenkatsu>

(4) その他

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和4年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
懸垂式	16 編成 32 (両)	8 編成 16 (両)	16 編成	0 編成	0 編成	8 編成	8 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第5号様式)

- 注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 「特急等車両」とは、軌道法施行規則第21条第2項で第2号に規定する料金を適用する車両として運用される比率が多い車両とする。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
6. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。